

労働法の基礎講座

第8回



【賃金】 平均賃金

平均賃金は、休業手当、減給制裁の制限、年次有給休暇の賃金などの計算の基準となるものです

以下のうち、どちらか高い金額が平均賃金となります。

$$\text{平均賃金} = \frac{\text{直近3か月の賃金の総額（総支給額）}}{\text{3か月間の総日数（暦日数）}}$$



$$\text{最低補償額} = \frac{\text{直近3か月の賃金の総額（総支給額）}}{\text{3か月間の実労働日数}} \times 0.6$$

※賃金の総額からは、臨時に支払われた賃金（退職金等）や賞与は除きます。

※直近3か月とは、事由発生日の直前の賃金締切日からさかのぼって3か月となります。



不祥事を起こした従業員に制裁として減給を課すことはできるのか？

従業員が職場の規律を乱したり、会社の社会的信用をおとしたりした場合などに、懲罰として「制裁」を課すことがあります。

制裁は口頭注意から懲戒解雇までいろいろありますが、どのような行為に対してどのような制裁を行うかは、あらかじめ就業規則等で定めて労働者に周知しておく必要があります。

また、減給や罰金などの賃金を引き下げる制裁も認められていますが、1回の制裁の減給額は、「平均賃金」の1/2を超えてはならず、複数の制裁を同時期に行うときは、1回の賃金支払期間の総支給額の10分の1を超えてはいけません。

